

## 1 食育に関するアンケート結果

### I 調査の概要

#### 1 調査の目的

第3次食育推進計画の策定の基礎資料として、調査を実施しました。

#### 2 調査対象

成人：碧南市在住の満20歳以上を無作為抽出

5歳児：碧南市内の幼稚園・保育園5園の5歳児保護者

小中学生：碧南市内の小学5年生及び中学2年生（各校1クラスを抽出）

高校生：碧南市内の高校に通う生徒（各学年1クラスを抽出）

#### 3 調査期間

平成28年6月9日から平成28年8月19日

#### 4 調査方法

郵送による配布・回収

#### 5 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
成人	1,400 通	592 通	42.3%
5歳児	167 通	158 通	94.6%
小中学生	407 通	388 通	95.3%
高校生	244 通	234 通	95.9%

#### 6 調査結果の表示方法

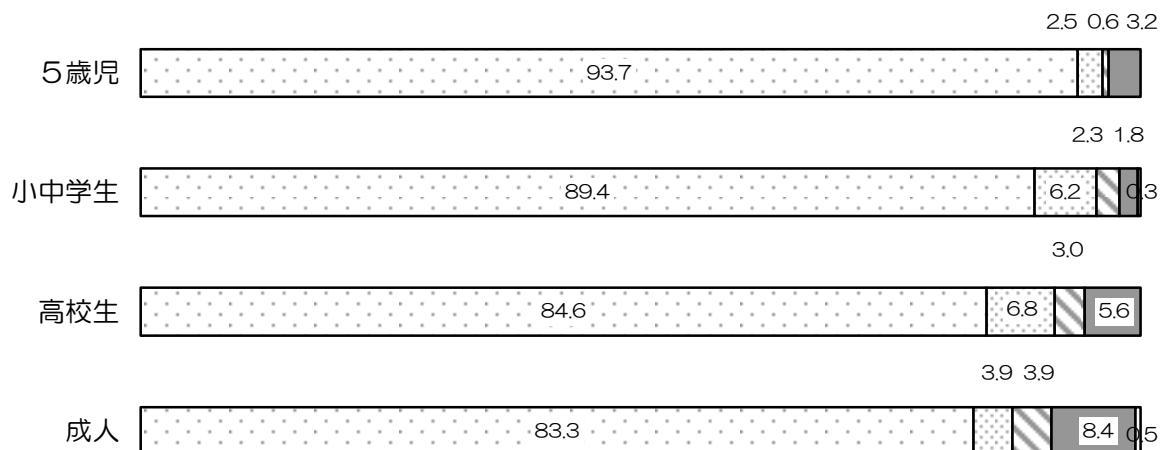
・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

## II 調査結果

### ●あなたは、ふだん朝食を食べていますか。

□ほとんど毎日食べる □週に4～5日食べる □週に2～3日食べる □ほとんど食べない □無回答



### ●あなたは、「食事バランスガイド」などの科学的根拠に基づいた指針を活用し、栄養バランスに配慮した食事をしていますか。

□いつもしている □時々している □あまりしていない □ほとんどしていない □無回答



### ●あなたは、「メタボリックシンドローム」の予防や改善のために、適切な食事、定期的な運動、週に複数回の体重測定のいずれかを実践していますか。

- |                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| □実践して、半年以上継続している    | □実践しているが、半年未満である          |
| □時々気をつけているが、継続的ではない | □現在はしていないが、近いうちにしようと思っている |
| □現在していないし、しようとも思わない | □無回答                      |



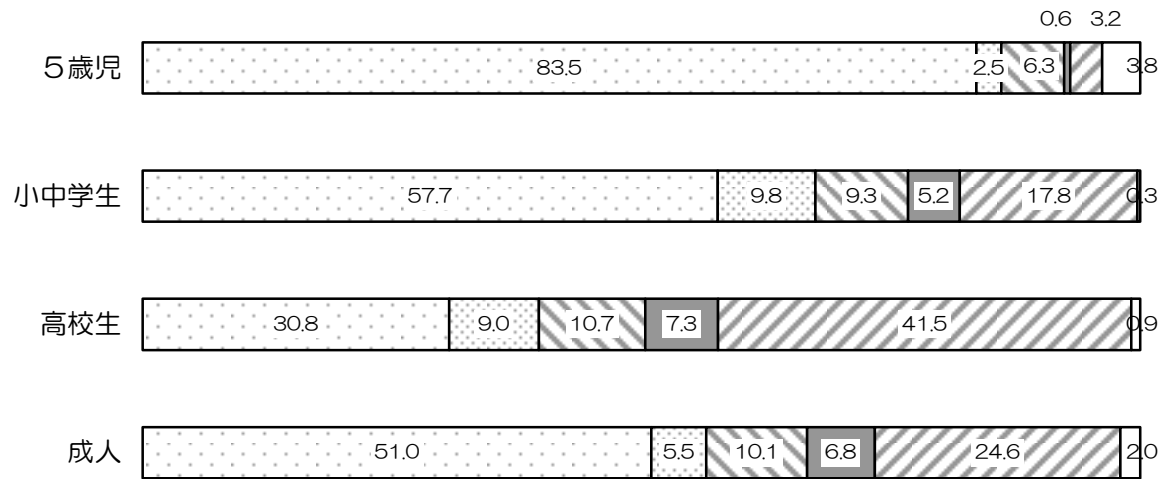
●あなたは、よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に興味がありますか。

□興味がある □どちらかといえば興味がある □どちらかといえば興味がない □興味がない □わからない □無回答



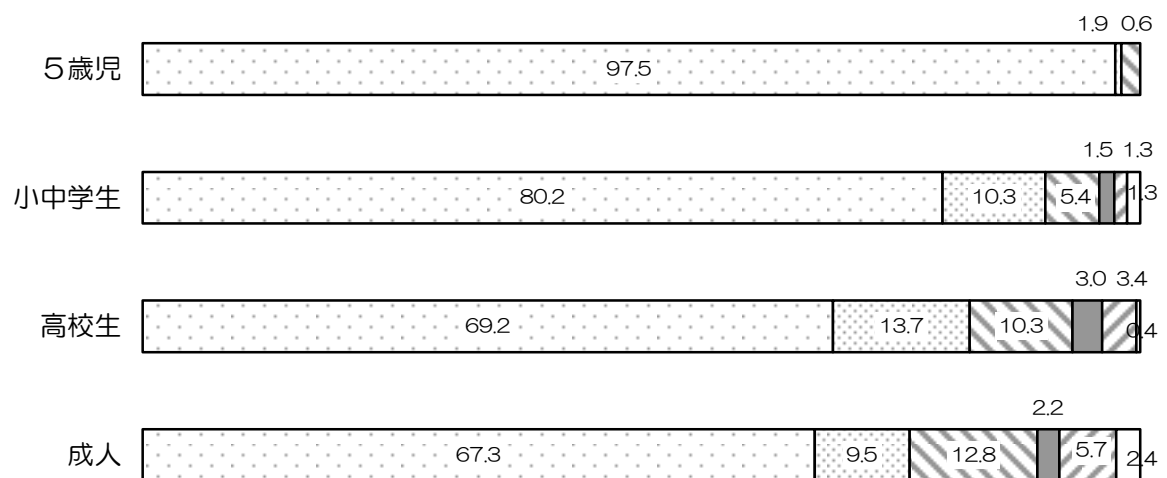
●朝食を家族の誰かと一緒に食べる機会は、どのくらいありますか。

□ほとんど毎日 □週に4~5日 □週に2~3日 □週に1日程度 □ほとんどない □無回答



●夕食を家族の誰かと一緒に食べる機会は、どのくらいありますか。

□ほとんど毎日 □週に4~5日 □週に2~3日 □週に1日程度 □ほとんどない □無回答



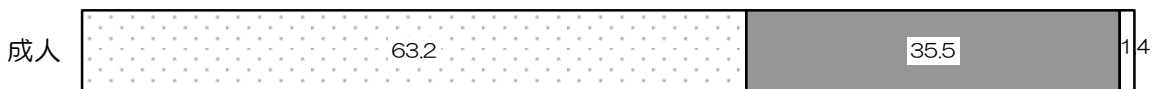
●あなたは、お住まいの地域（碧南市・西三河地方）で昔から作られてきた料理や地域の特産物を使った料理を知っていたり、作ることができますか。

知っているし、作ることができる 知っているが、作ることにはできない 知らない 無回答



●あなたは、食品の食べ残しや、廃棄を少なくするために、取り組んでいることはありますか。

ある 特にない 無回答



●あなたは、地元の農水産物を意識して購入していますか。

碧南市産を意識して購入している 愛知県産を意識して購入している 国産を意識して購入している  
あまり意識していない 全く意識していない 無回答



## 2 碧南市食育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定に基づき、碧南市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 碧南市食育推進計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、食育に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員21人以内をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。
- 7 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 推進会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(部会)

第6条 会議に専門的事項を調査及び検討するため、碧南市食育推進部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、市長が任命する職員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、経済環境部長をもって充てる。
- 4 部会の会議は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、調査及び検討した結果を会議に報告する。

(関係者の協力)

第7条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、会議、部会に愛知県職員その他関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

2 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、愛知県職員その他関係者に資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、経済環境部農業水産課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の議事その他推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年6月30日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年1月19日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

### 3 碧南市食育推進会議委員名簿

区分	所属・役職等	氏名
会長	碧南市副市長	松井 高善
地産地消・ 消費者 関係	碧南市農業委員会会長	小澤 隆
	あいち中央農業協同組合代表理事専務	中川 廣和
	大浜漁業協同組合理事	土谷 松美
	碧南商工会議所の代表	鈴木 哲
	碧南市消費生活保護協会会長	神谷 葉子
医療健康 関係	碧南市医師会の代表	原田 公
	碧南歯科医師会の代表	鶴田 明男
	碧南市薬剤師会会長	奥村 晋平
	碧南市健康づくり食生活改善協議会会長	永田 章子
学校・幼児 教育関係	碧南市小中学校長会の代表	永坂 昭彦
	碧南市立小中学校幼稚園PTA連絡協議会会長	岩月 裕
	碧南市公立保育園長会の代表	清水 明美
	碧南市保育所父母の会連絡協議会会長	杉浦香央里
	碧南市民間保育園長会の代表	水野 裕子
福祉関係	碧南市老人クラブ連合会の代表	中根堅太郎
	碧南市民生委員児童委員協議会の代表	石川美智留
市関係 部局	碧南市教育部長	鈴木 重幸
	碧南市福祉こども部長	奥谷 直人
	碧南市健康推進部長	永谷 洋二
	碧南市経済環境部長	鳥居 典光
	公募市民	永井 千春

## 4 策定経過

日時	内容
平成 28 年 7 月 12 日	第 1 回食育推進部会 (1) 食育推進計画について (2) 第 3 次碧南市食育推進計画策定スケジュールについて (3) 第 2 次碧南市食育推進計画の進捗及び第 3 次計画における取組について (4) 食育に関するアンケート調査について
平成 28 年 6 月 9 日～8 月 19 日	食に関するアンケート調査
平成 28 年 6 月 20 日～7 月 1 日	庁内ヒアリング
平成 28 年 7 月 22 日	第 1 回食育推進会議 (1) 平成 27 年度食育関係事業実績について (2) 平成 28 年度食育関係事業計画について (3) 第 3 次碧南市食育推進計画策定について
平成 28 年 10 月 28 日	第 2 回食育推進部会 (1) 食育に関するアンケート調査集計結果等について (2) 第 3 次碧南市食育推進計画骨子(案)について
平成 28 年 11 月 15 日	第 2 回食育推進会議 (1) 食育に関するアンケート調査結果等について (2) 第 3 次碧南市食育推進計画骨子(案)について
平成 29 年 2 月 10 日	第 3 回食育推進会議 第 3 次碧南市食育推進計画素案について
平成 29 年 2 月 20 日～3 月 21 日	パブリックコメント